

合法証明デューディリジェンスシステム マニュアル

(HP掲載版)

制定日：2018 年 2 月 1 日

改定日：2024 年 4 月 1 日

丸住製紙株式会社

目 次

1. はじめに
- 1.1 木材調達における DD プロセス
2. 使用文書
3. 合法調達へのコミットメント
4. 品質システム・管理
 - 4.1 責任部署・責任者及び担当部署・担当者
 - 4.1.1 責任者・担当者
 - 4.2 教育・訓練
 - 4.3 DD システム(DDS)改訂のプロセス
 - 4.4 管理記録の手続き
 - 4.5 対外コミュニケーションにおけるルール
5. 原材料の保管
6. 適用範囲
7. サプライチェーン情報へのアクセス
 - 7.1 サプライチェーン情報の収集
 - 7.2 サプライチェーンに関する情報へのアクセス
 - 7.2.1 情報更新・改変
 - 7.2.2 情報のギャップに関する評価
8. リスクアセスメント
 - 8.1 認証・合法性証明木材の使用
 - 8.2 リスクアセスメントチェックリスト
 - 8.3 リスクアセスメントの流れ
9. リスク緩和措置
10. 木材関連事業者の登録更新
11. 別添

1. はじめに

本マニュアルは丸住製紙株式会社が木質原材料の調達においてデュー・ディリジェンス(DD)を行う事により、当社が違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化する事を目的としている。当社の主な事業は紙・パルプ製造業である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたりデュー・ディリジェンス(DD)とは当社が違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化する為に事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は米国レイシー法、EU 木材規制(違法伐採によって取得された林産物を規制する規則)、オーストラリア違法伐採禁止法及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(2017 年 5 月現在)に準拠する為に作成されている。

本文書中にある DD の各過程は当社の全サプライヤーに適用する。

1.1 木材調達における DD プロセス

本マニュアルにおいてデュー・ディリジェンス(DD)とは、以下 3 つの段階を踏み木材の違法リスクを最小化する事を意味する。

- ① 必要情報へのアクセス
- ② リスクアセスメント
- ③ リスク緩和措置

* ②でリスクが低い事を確認できれば③を行う必要はない。

* ③でリスクが緩和できない場合には当該製品の購入をやめる。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行うDDにおいては以下の文書を併せて使用する。

文書名	備考
違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針	日本製紙連合会 HP 参照 *
生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針	同上
製紙業界の違法伐採対策	同上
日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業	同上
日本製紙連合会「環境行動計画」	同上
製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について	同上

* 日本製紙連合会 HP

(<https://www.jpa.gr.jp/env/proc/illegal-logging/index.html>)

3. 合法証明へのコミットメント

木材原料の調達方針

(調達理念)

丸住製紙は環境と社会に配慮した木材原料の調達を目指します。

(調達方針)

1. 調達先の法令や規則が遵守されている木材原料の調達を行います。
2. 違法伐採木材は使用しません。
3. 第三者の認証機関により認証される森林認証木材の調達を推進します。
4. 持続可能な森林管理(注)が行われている森林から生産された木材原料調達を推進します。
5. 適切な管理がなされている植林地からの木材原料調達を推進します。
6. 資源の有効利用の為、製材廃材・間伐材等の再・未利用木材の調達を推進します。
7. 木材原料調達方針実施状況の情報を開示します。

(注)持続可能な森林管理とは、生物多様性の保全等の環境優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性を確保した健全な森林管理を意味します。

4. 品質システム・管理

4.1 責任部署・責任者及び担当部署・担当者

4.1.1. 責任者・担当者

本マニュアル中にある諸条件への準拠に責任を持つのは以下の責任者とする。

・(職務)： 原材料部長

本マニュアルの実施を担当するのは以下の担当者とする。

・(職務)： 原材料部林材課長

4.2 教育・訓練

・林材課を対象として当社の調達方針及び本マニュアル中の DD の各過程がきちんと準拠される事を目的とし、基本的に年1回(又は人事異動により人の異動があった場合は随時)実施する。

・教育を実施した際には日付、参加者を含む教育・訓練記録を作成し保管する。教育・訓練記録、

その他の教育・訓練に関わる記録は 5 年間保管する事とする。

4.3 DDシステム(DDS)改定のプロセス

- ・DD の責任者(または必要に応じて独立第三者)は DDS の維持、見直し、改定を 1 年に 1 度行う。
- ・サプライチェーンに変更が生じた場合、新規のサプライヤーから購入する場合、または新しい製品・樹種・原産国等が調達対象となった場合には、その都度サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS の改訂を実施する。
- ・DDS の改定時は改定する『合法証明デューディリジェンスシステム・マニュアル』及び改定履歴を日本製紙連合に提出する。

4.4 記録管理の手続き

DD における全ての過程、要素について記録を取る事とし(記録はデジタル或いは紙ベースのものとする)、記録は最低 5 年間保持するものとする。DD 実行の為に必要な記録文書は以下のものとする。

- ・売買契約書
- ・請求書
- ・インボイス
- ・トレーサビリティレポート
- ・森林認証証書(取得会社のみ)
- ・合法証明書(取得会社のみ)
- ・内部監査報告書

4.5 対外コミュニケーションにおけるルール

当社は DD を本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を請求書、パッケージ、木材製品そのもの(但しこれらに限定されない)に使用しない。例として使用できない表現は「リスクアセスメント済み」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」等。パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は製品のリスク評価について説明する場合には使用しても良いが、製品説明としては使用しない。但し、「製品のリスクを評価する為に日本製紙連合会のマニュアルに即して作成した丸住製紙株式会社・合法証明デューディリジェンス・マニュアルに基づいて当社の社内でデューディリジェンスを行った」という説明はしても良いものとする。

5. 原材料の保管

- ・購入、加工、梱包、輸送の間を通じ、購入した原材料を由来の不明な可能性のある物が万一

混入した場合には、違法な可能性がある物と分けて管理を実施する。

- ・担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のある物が万一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記等により目視確認できる様にする。
- ・第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する。

6. 適用範囲

以下の表に対象となる製品を記載する。国産原料については樹木分布区域図・区域別樹木リストも利用の事。

製品	伐採地 (海外は国レベル、国内は県レベル)	樹種名 (国内は分布区域番号)
木材チップ(輸入)	アメリカ	ダグラスファー
	ニュージーランド	ラジアータパイン
	オーストラリア	ユーカリ ラジアータパイン
	チリ	ユーカリ
	ベトナム	アカシア
木材チップ(国産)	カナダ	ベイマツ、ベイツガ バルサムモミ
	アメリカ	ベイマツ
	ニュージーランド	ラジアータパイン
	フィンランド	オウシュウモミ
	四国	⑪
	中国	⑩
	近畿	⑨
	九州	⑫

※木材チップ(国産)の欄に記載している樹種名及び学名にある番号については「樹木分布区域図・区域別樹木リスト」を参照。

※別添、詳細版「サプライヤー一覧表」がある。(HP版非公開)

7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記サプライチェーンに関する情報を調達前に収集する(アクセスできる)様にしておく。その為にサプライヤーから情報提供について契約文書や誓約書等を通して合意を得ておく。

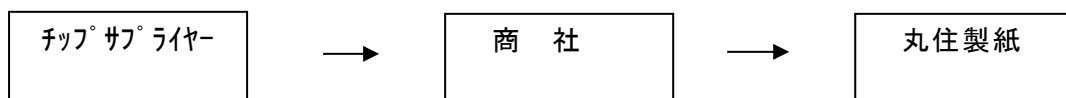
- 製品の種類
- 製品の樹種の通称と学名
- 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等

- d. 木材製品が製造された国
- e. 製品のサプライヤーリスト(商号、国名、住所)
- f. マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- g. 該当する場合は以下を含む木材・木材製品が関連適用法規制に準拠する事を示す文書またはその他の情報

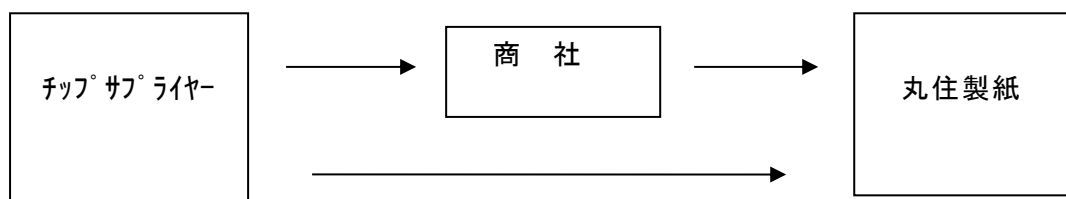
- ・FLEGT ライセンス材及び CITES 材
- ・FSC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書
- ・第三者合法証明システムへの準拠を示す文書
- ・EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書

h. サプライチェーン図

＜輸入材＞



＜国内材＞



7.1 サプライチェーン情報の収集

情報収集はトレーサビリティレポートによりリスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。木材チップの年間トレーサビリティレポートの期間は事業年度とする。

7.2 サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足している事はリスクを意味する。この場合、リスク緩和措置を取る。

7.2.1. 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は以下のタイミングで更新する。

- ・年に一回(事業年度終了後、速やかに行う)
- ・サプライチェーンに変化があった場合

7.2.2. 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前にサプライヤー情報は確認を行う事。また不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考える事。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する。

- ・製品
- ・樹種
- ・原産地
- ・サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」(チェックリスト)に基づいて実施する。基本的に以下の条件全てが満たされる場合、リスクは無視できると考えて良い。

※但し詳細は欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF system for Due Diligence、特に Annex5.B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には特定する事のできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠する事を示す為に必要な文書は全てサプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材(コントロールウッド)の場合は8.1に従い制度の条件とFMレベルでのリスクを評価。それ以外の場合は8.2に従う。

8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には各基準を欧米規制に適合したFSCまたはPEFCの相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、更にFM認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルと見なす。認証管理木材についても同様の扱いとする。それ以外の認証制度の場合、8.2に従いリスクアセスメントを行う。

8.2 リスクアセスメントチェックリスト

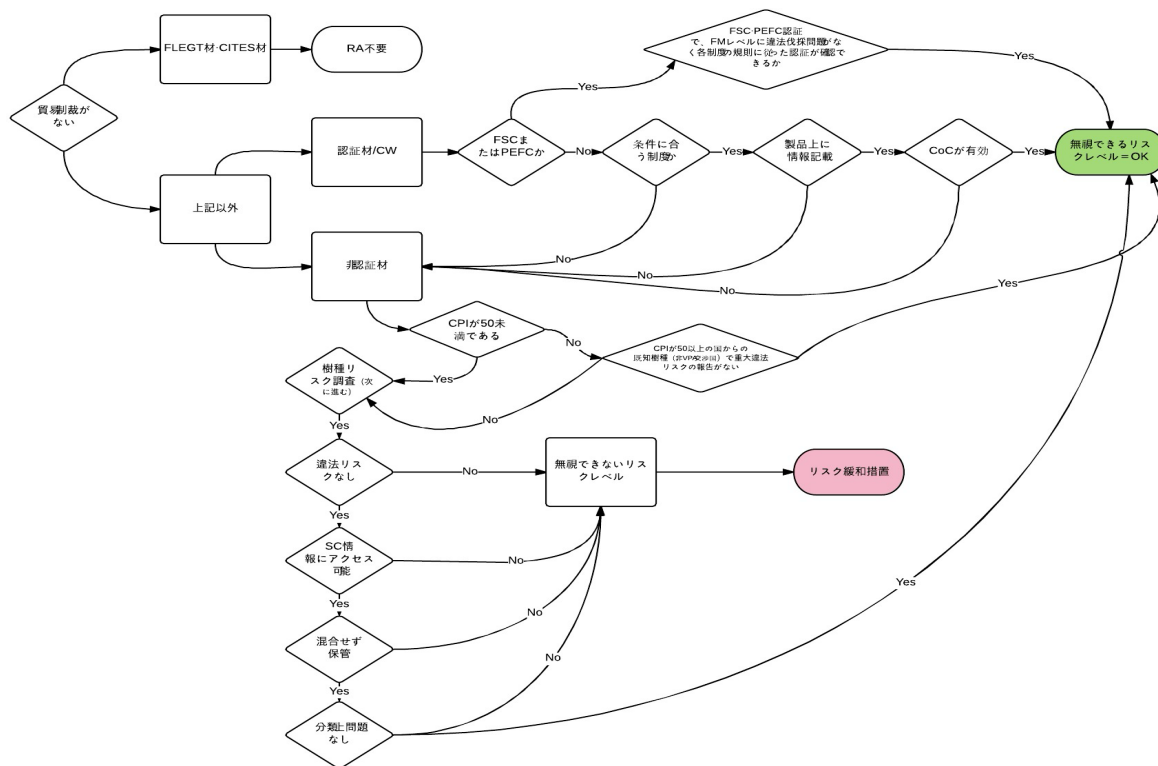
8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT 材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
認証状況	5. サプライヤーと製品の両方が EU 木材法の適用条件全てに適合する、または信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品にその製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC が繋がっており、サプライヤーの認証が有効である事が確認できるか？
樹種のリスク	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
原産地リスク	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害等、人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがない事が確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： ・グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） http://www.globalforestregistry.org/ ・トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） http://www.transparency.org/cpi2015 ・その他、研究機関、NGO 等の報告書
サプライチェーンのリスク	10. サプライチェーンに関する情報に製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったり、すり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は関連規制に従ってなされているか？

8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートはリスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数(CPI)が高い国(腐敗度

の低い国)である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いと見なす考えである。但し、①、②いずれの場合も伐採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



9. リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の手続きを踏む(どの様な手続きを取るかはリスクの種類や程度、または第三者証明や代替製品があるか否か等、様々な要素によって異なってくる)。

- ・追加情報や文書の要請を行なう
- ・自社でサプライチェーン監査を行なう
- ・第三者証明
- ・無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

10. 木材関連事業者の登録更新

木材関連事業者の登録更新は 5 年毎に行う。登録更新を実施する際は、指定されたフォーマット「グリーンウッド法登録申請書 F311」を日本製紙連合会へ申請する。

代表者、法人名称・住所に変更があった場合は、変更後速やかに登録事項更新申請書を提出する。また、以下の添付資料も提出する。

- ・申告書
- ・定款
- ・履歴事項全部証明書
- ・DDS マニュアル最新版

11. 別添

- ・樹木分布区域図・区域別樹木リスト
- ・輸入チップサプライヤー一覧(HP版非公開)
- ・DDS 適用製品リスクアセス情報一覧(HP版非公開)

以上